

福島市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 24 号

福島市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福島市旅館業法施行細則（平成30年規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号

旅館業営業承継(合併・分割)承認申請書

年 月 日

福島市保健所長

所在地

申請者 名 称

代表者の氏名

電話番号 () -

旅館業法第3条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり合併(分割)による旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 合併(分割)に係る法人の事務所所在地、名称及び代表者の氏名
 - 合併後存続する法人又は合併により設立される法人(分割により承継する法人)
 - 合併により消滅する法人(分割前の法人)
- 合併(分割)予定年月日
- 旅館の名称及び所在地
- 旅館業法第3条第2項各号該当の有無及び内容
該当しない 該当する(内容:)
- 旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設までの距離
施設名 直線距離 m

備考 定款又は寄附行為の写しを添付すること。

様式第3号

旅館業営業承継(相続)承認申請書

年 月 日

福島市保健所長

住 所
申請者
氏 名
生年月日
被相続人との続柄()
電話番号() -

旅館業法第3条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり相続による旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 被相続人の住所及び氏名
- 相続開始年月日
- 旅館の名称及び所在地
- 旅館業法第3条第2項各号(同項第7号を除く。)該当の有無及び内容
該当しない 第 号該当(内容:)
- 旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設までの距離
施設名 直線距離 m

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。